

設楽町津具高齢者及び若者活性化施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町規則第9号

設楽町津具高齢者及び若者活性化施設管理運営規則の一部を改正する規則

設楽町津具高齢者及び若者活性化施設管理運営規則(平成17年設楽町規則第95号)の一部を次のように改正する。

第3条中「利用する日の前日まで」を「利用する日までの開庁日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

設楽町津具高齢者及び若者活性化施設管理運営規則（平成17年設楽町規則第95号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用の申請)</p> <p>第3条 施設を利用しようとする者は、特別の場合を除き、<u>利用する日までの開庁日</u>に町長に申出承認を受けるとともに、利用の都度利用簿に定められた事項を記入しなければならない。</p>	<p>(利用の申請)</p> <p>第3条 施設を利用しようとする者は、特別の場合を除き、<u>利用する日の前日まで</u>に町長に申出承認を受けるとともに、利用の都度利用簿に定められた事項を記入しなければならない。</p>